

EPA活用事例 (プリンター/消耗品等)

2024/7/19

キヤノン(株)

ロジスティクス統括センター 貿易法務部

石井 佐代子

Canon

1. EPA利用の概要
2. アジアで利用しているEPA・FTA
3. EPA利用のための課題
4. EPA利用のための運用
5. 事例1 輸送ルートに合わせたEPAの利用
事例2 HSコード変更基準での調査が難しいケース
6. HSコード確認の注意点

1. EPA利用の概要

■ EPA・FTA利用品目

日本輸出：プリンター消耗品、レンズ、半導体製造装置の部品など

仲介貿易：プリンター、レンズなど

■ EPA利用のきっかけ

日本がアジアやチリ各国と二国間EPAが締結されて以降、2007年からEPA利用を開始

■ 現在利用しているEPA（日本発輸出）

日チリEPA、日マレーシアEPA、日アセアンEPA、日インドEPA、日EU EPA、RCEP



2.アジアで利用しているEPA・FTA

◎EPA税率・原産地基準・輸送条件・証明方法を総合的に検証し利用協定を決定している

協定名	日アセアンEPA	日マレーシアEPA	RCEP	CPTPP (利用検討中)	ATIGA
利用品目	プリンター消耗品				プリンター
輸出国	日本				ベトナム
通常税率 →EPA税率	25%→5% (輸入国:マレーシア)	25%→0% (輸入国:マレーシア)	10%→7.3% (輸入国:中国)	25%→0% (輸入国:マレーシア)	5%→0% (輸入国:インドネシア)
原産地 基準	CTH、または40%付加価値基準(FOB価格ベース)			CTH又は、 付加価値基準	40%付加価値基準 (FOB価格ベース)、 またはCTSH
使用基準	CTH(上4桁での関税番号変更基準)				CTSH
HSコード 年版	HS2017	HS2002	HS2022	HS2012	HS2022
輸送条件 (経由の可否)	経由可	直送	直送	経由可	経由可
経由の場合 の対応	Back to back C/O使用	—	—	記述はない	Back to back C/O使用
原産地証明 方法	第三者証明	第三者証明	第三者証明 or 認定輸出者証明	自己証明	第三者証明

3.EPA利用のための課題

◎EPA利用にあたっては、課題(5つの壁)が存在するため、必要な対策を取っている



壁

- 利用の必要性や効果の認識が不十分

- 上層部の認識
- 関係部門においてEPA利用への理解が不十分

- EPA規則の把握や使用基準の理解が難しい

- 関係部門の役割分担が明確でない
- サプライヤーとの協力体制の構築

- 継続的に原産地チェックを実施することに消極的



対策

- グループでの関税支払額やEPAのメリットの把握

- 上層部への定期的な報告
- 関係部門への費用対効果の認識

- 各EPA規則と使用基準に必要な調査の教育

- 役割分担の構築
- サプライヤーへの調査手順の丁寧な説明

- 事後チェックのルール化や効率化

3.EPA利用のための運用(集中管理)

◎集中管理によって、統一したEPA要件確認、利用可能品目の原産地判定を実施している

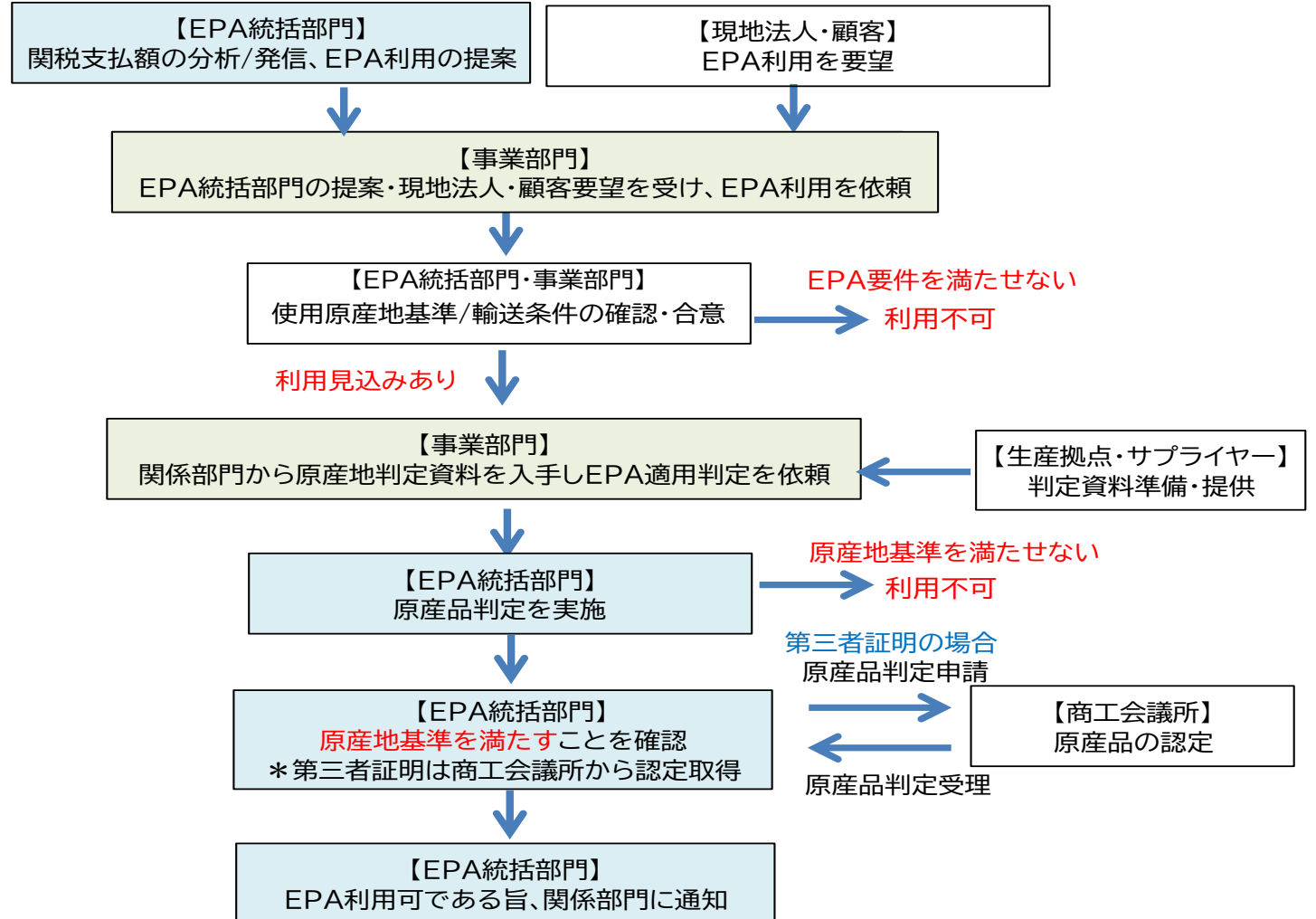
＜EPAを利用するためのフロー＞ 抜粋

ポイント1

統括部門が各国での関税支払い状況やEPA要件を確認

ポイント2

統括部門が原産地基準を満たすか判定しEPA利用の可否を判断



5.事例1 輸送ルートに合わせたEPAの利用

◎日マレーシアEPAよりもEPA税率は有利ではないが、日アセアンEPAで規定されている
Back to Back C/Oを利用する場合、シンガポール経由(通関)での輸送が認められる

日マレーシア EPA (2008年～)



日アセアン EPA (2022年～)



日本で発行の証明書を元にシンガポール政府が切り替え証明を発行

CPTPP (検討中)



* 自己証明方法について明記がないため日本政府の
アドバイスを受け、マレーシア税関に確認中

5.事例2 HSコード変更基準での調査が難しいケース

◎ HSコード変更を起こせない、またはHSコードの決定が難しい部品は、原産地証明書を取得している

上4桁でのHSコード変更基準(例)

前提:生産される物品のHSコードと、その構成品の非原産材料のHSコードが上4桁で異なるHSコードの場合、変更を行ったとみなされ原産地は日本となる

日本で加工される部品(例)

部番	部品名	HSコード (2017)	原産国
AB1-1234	キャップ	3926	非日本
AB2-1234	シート	3921	非日本
AB3-1234	ボトル	7604	中国
KA1-1234	インク	3215	日本
KA2-1234	染料	3204 ?	日本
KA3-1234	インク	3215	日本

左記部品を使用し
日本で消耗品を
製造



HSコード3215項
(プリンタ消耗品)

完成品とHSコード
が同じ部品はサプ
ライヤー証明を取得し
日本製と確認

HSコードの決定が難しい部品は
サプライヤー証明を取得し日本製と確認

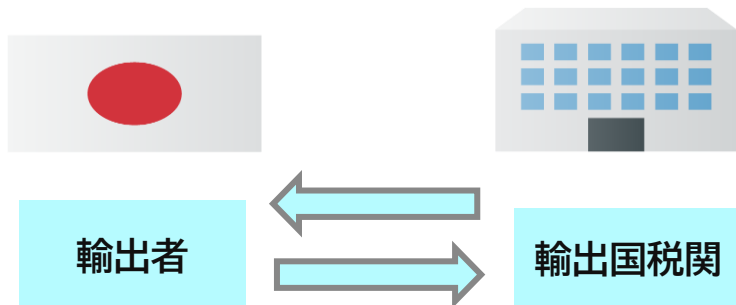
6.HSコード確認の注意点

◎EPA税率・原産地基準は輸入国のHSコードに従う必要があり、輸出国税関と輸入国税関のHSコード解釈が異なるケースがある

プリンター消耗品のHSコードの見解が異なる場合(例)

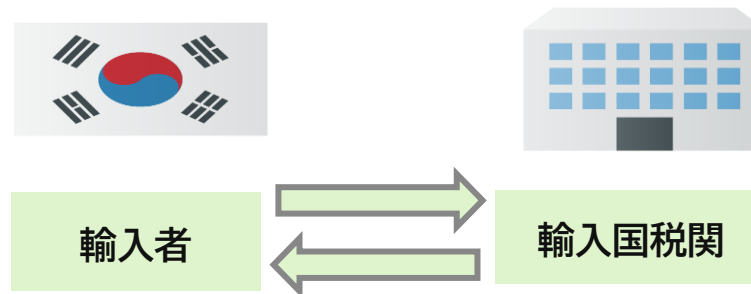
<日本のケース>

日本税関の見解
HSコード:8443.99



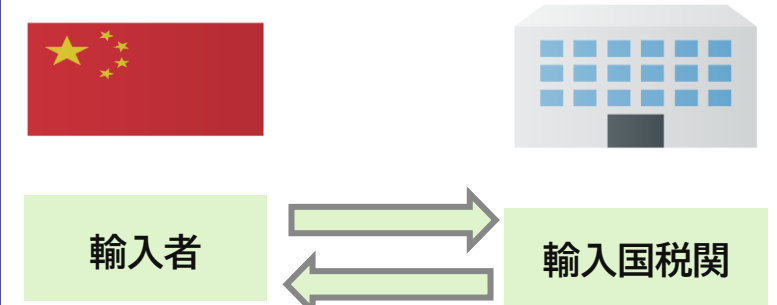
<韓国のケース>

韓国税関と確認
HSコード8443.99
通常関税率:無税

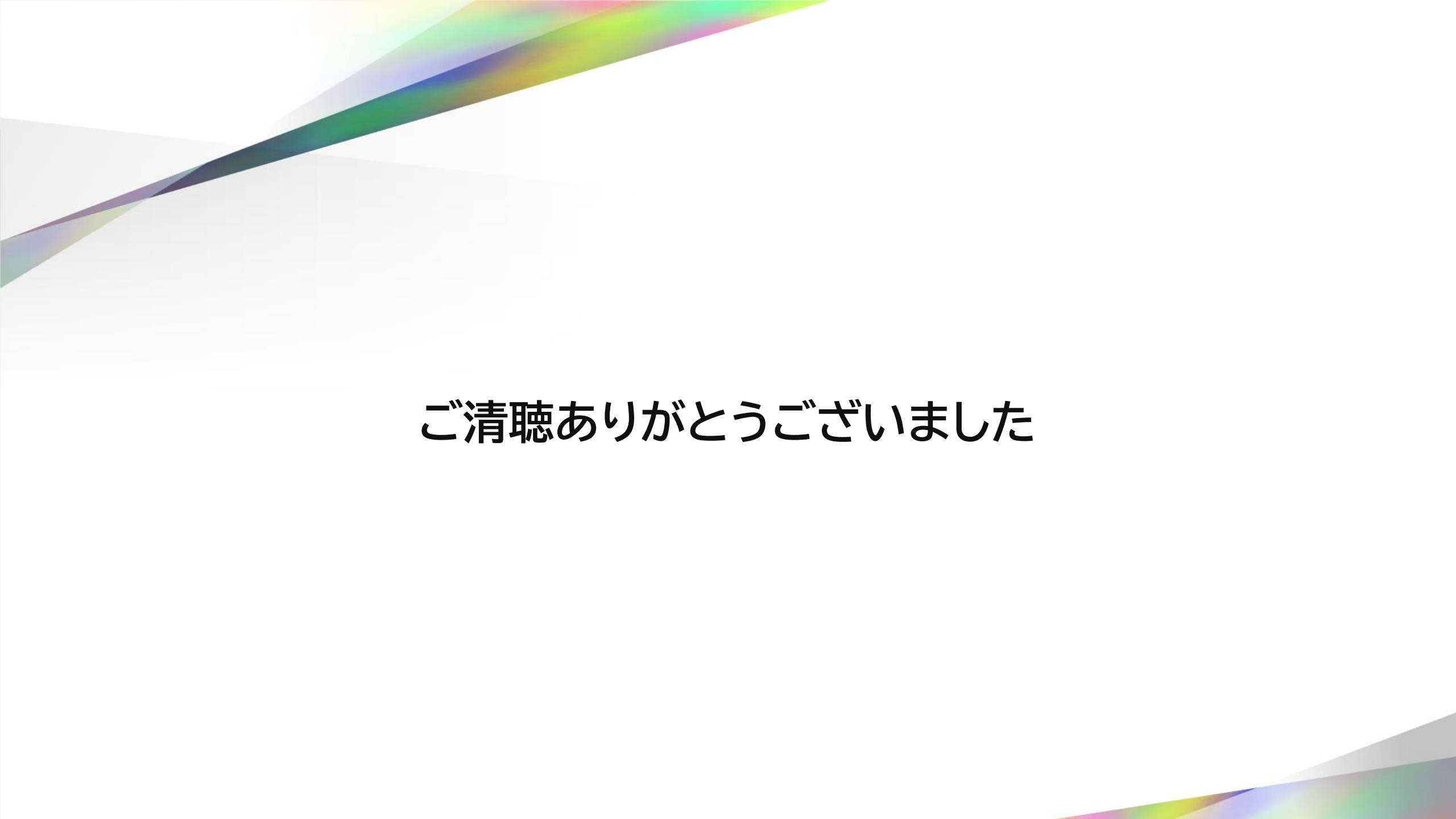


<中国のケース>

中国税関と確認
HSコード3215.90
通常関税率:10%



輸入者が輸入国税関に丁寧にHSコードを確認する必要がある



ご清聴ありがとうございました

Canon